

# 上尾かしの木特別支援学校部活動運営方針

## 1 ねらい

- (1) スポーツで力を発揮できる生徒で組織し、部員同士の切磋琢磨や自己の能力に応じてより高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わう。
- (2) 高等部の生徒の活動として、学級や学年を離れた集団の中で、互いに認め合い、励まし合い、高め合いながら自己の存在や責任を見つめ、豊かな人間性や社会性を育成する。

## 2 運営に関して（内規）

- (1) 部活動名称 運動部

- (2) 部活動の顧問

部活動の顧問	①顧問は、9名（高等部）により構成する。 ②顧問は、教科・委員会と並列な組織に位置付ける。 ③部費の徴収においては、会計係をおく。会計係は年度末に会計報告を保護者へ通知すると共に、企画委員会に提出する。
--------	---

- (3) 部活動の加入対象者・活動・活動費について

加入対象者	高等部で原則自主通学生の希望者とする。
加入 休部（退部）	①新規に部活動に加入する場合は、部活動希望届を提出する。 ②年度途中で新規の加入を希望する者は、顧問と担任と協議し、学部会の承諾を経て加入を認める。 ③本人及び保護者の意思により休部、または退部の相談があった場合、顧問と担任とで協議し、学部会の承諾を経て休部（退部）を認める。
活動日時等	①活動日・時間 1) 活動日は水曜日とし、活動時間は、14時40分から15時45分とする。 2) その他に活動する際（授業日以外も含む）は、事前に紙面で保護者に通知し、計画した日時（主に月2回程度 土曜日9時から12時）で実施する。 ②活動休止日（原則として顧問が不在の時は休止とする）
通知文	①部活動の通知文（計画表・資料など含む）は、管理職・主幹教諭、担任と担当顧問と共通理解を図り、適切な時期に通知するものとする。 ③部活動の通知文（計画表・資料など含む）は、所定の場所に掲示する。
活動場所	①本校グラウンド・体育館で行うものとする。
交流活動及び引率	①部活動は、管理職の判断を得て、校内外での大会・試合等の交流活動に参加することができる。 ②参加に関わる経費は原則として部活動の負担とする。 ③授業実施日の校外交流行事への参加は年度当初に計画されたものに限り、引率は各学年の授業への影響を配慮し、最低限の人数で行う。 ④授業実施日以外の日の校外交流行事への参加は、年間の指導計画にのせたとし、事前に管理職と協議し、決裁を受けた上で引率する。
活動費 (校内備品の使用は可)	①原則として、活動費（消耗品等）は個人負担とする。 ②活動費の金額は、部活動にて決定し現金で徴収する。 ③年度末（2月末まで）に、会計報告を作成し、保護者に通知する。 ④余剰金は年度内に上限金額を返金し、端数は次年度に繰り越せる。 ⑤会計報告は、決済を受けたものとする。 ⑥会計報告を企画委員会に1部提出する。 ⑦PTAの活動支援費は、管理職の協議により決める。

(4) 部活動の年間計画および指導内容について

学期	月	指導内容・留意点等
前期	4	【陸上】短距離走、長距離走、フライングディスク ・50m、100m走、200m走、400m走、リレー ・テンポ走
	5	【陸上】陸上大会 ・自分の出場する種目の走り方を知り、大会で全力を出せるようにする。
	6	【サッカー】基礎練習（大宮アルディージャカップ） ・パス、ドリブル、シュート ・ミニゲーム（ルール説明も含めた進行）
	7	【バスケットボール】基礎練習 ・ドリブル、シュート ・ミニゲーム（ルール説明も含めた進行）
	8	【バスケットボール】基礎練習（特体連交流大会） ・ドリブル、シュート、パス ・実践練習
	9	【サッカー】基礎練習 ・パス、ドリブル ・シュート練習
後期	10	【サッカー】基礎練習 ・ドリブル、シュート ・ゲーム（ルール説明も含めた進行）
	11	【サッカー】（特体連サッカー大会） ・ドリブル、シュート、パス ・実践練習
	12	【バスケットボール】技能の向上 ・基礎練習、実践練習
	1	【バスケットボール】 ・基礎練習、実践練習
	2	【バスケットボール】（特体連バスケットボール大会） ・ドリブル、シュート、パス ・実践練習
	3	【サッカー】基礎練習 ・ドリブル、シュート、パス 【3年生を送る会】

(5) その他

外部指導者	<p>①外部からの指導者を招聘する時は、事前に校長の許可を得る。</p> <p>②外部からの指導者は、ボランティアの形態（ボランティア保険に加入）で指導にあたる。</p> <p>③外部からの指導者の旅費等は支払わない。</p>
附記	<p>平成21年 4月16日制定・施行</p> <p>平成21年12月17日改定 平成22年 4月1日施行</p> <p>平成23年 3月17日改定 平成23年 4月1日施行</p> <p>平成24年 3月19日改定 平成24年 4月1日施行</p> <p>平成25年 3月22日改定 平成25年 4月1日施行</p> <p>平成27年 9月28日改定 平成27年10月2日施行</p> <p>平成29年 4月1日施行</p> <p>平成31年 4月1日施行</p> <p>令和 2年 4月1日施行</p> <p>令和 3年 4月1日施行</p> <p>令和 4年 4月1日施行</p> <p>令和 5年 3月23日改定 令和 5年 4月1日施行</p>